

特定高圧ガス取扱主任者選解任届

根 拠 法 令

法第28条第3項

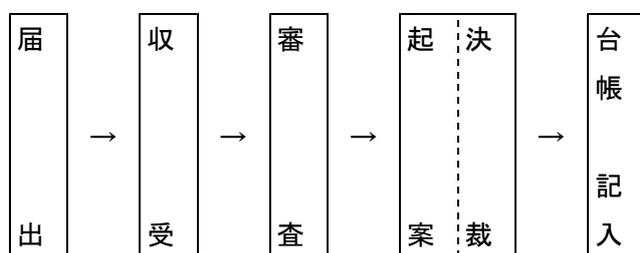
一般則第75条

液石則第73条

適 用

- ・ 特定高圧ガス消費事業所において取扱主任者を選任又は解任した場合。
- ※施設を廃止し、廃止届を提出した場合は、解任届は不要。

手 順



必要書類

＜留意事項＞

- 1 特定高圧ガス取扱主任者届書 (一般則様式第36、液石則様式第35)
- 2 取扱主任者の履歴書 (選任の場合) 適格要件一般則第73条、液石則第71条
- 3 資格免状の写し (免状所有者を選任する場合)

審 査

上記の資格があり、当該施設を担当する部署に勤務しているか審査。

台帳記入

＜留意事項＞

決裁後、台帳に記入する。